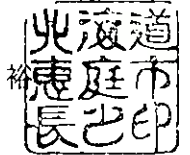


令和3年恵庭市告示第28-2号(新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施について)の一部を次のとおり改正し、令和5年8月7日から適用する。

令和5年8月29日

恵庭市長 原 田



記

令和3年恵庭市告示第28-2号中次の表の改正前の欄に掲げる語句を同表の改正後の欄に掲げる語句に改める。

改正前		改正後	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 使用するワクチン		3 使用するワクチン	
(1) 初回接種		(1) 初回接種	
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。		初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。	
<u>新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)</u> (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	<u>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン</u> (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第245号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者

改正前		改正後	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナ</p>	<p>12歳以上の者</p>

改正前		改正後	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)</u>(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)</p>	<p><u>コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン</u>(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)</p>

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)</u>(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、<u>エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメラン</u>を含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
--	--

(新設)

(新設)

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<p><u>コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン</u>(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、<u>_____</u> <u>_____</u>エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
--	--

コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令和3年5月21日に

武田薬品工業株式会社が法第14条の

6歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の

改正前		改正後	
		承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</p>	<p>コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>	<p>コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新</p>	<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が</p>	<p>12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新</p>

改正前		改正後	
法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
4 (略)		4 (略)	